

研究成果報告書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テーマ (和文) AB		福島第1原発事故による土壌汚染の除染処理水準と費用負担			
研究テーマ (欧文) AZ		Remedy standard and cost allocation of soil contamination in Fukushima Daiichi nuclear power plant accident			
研究氏 代表名 者	カナ CC	姓) サトウ	名) カツハル	研究期間 B	2012 ~ 2014 年
	漢字 CB	佐藤	克春	報告年度 YR	2014 年
	ローマ字 CZ	SATO	Katsuharu	研究機関名	神奈川大学
研究代表者 CD 所属機関・職名		神奈川大学 人間科学部 非常勤講師			
概要 EA (600字~800字程度にまとめてください。)					
<p>研究代表者は2012年3・9・10月及び2013年3・6月に南相馬市で、2012年8・9月及び2013年2月に川内村で現地調査を行った。市村の除染担当課・市村議員・除染作業員へのヒアリング、除染現場の見学をし、住民説明会へ参加した。両市村では、2012年夏に汚染状況重点調査地域の除染を始めていた。汚染状況重点調査地域においては、自治体によって除染の進展に大きな差があることが、本研究にて明らかになった。</p> <p>南相馬市では、環境省が提示する「除染関係ガイドライン」に基づく除染方法と、地域独自の事情が齟齬をきたしている。具体的には、除染廃棄物の仮置き場の確保、除染方法の住民合意に要する労力、地域独自の自然環境に応じた除染方法の採用、面的除染といった地域からの要望に、国が応え切れておらず、市は両者の板挟みになっている。他方、川内村では、時間の経過に伴う地域社会の崩壊を防ぐために、住民の早期帰還という目標を置き、国の除染方法に従ったスピード感のある除染が目立った。しかし、除染が完了したとしても、子育て世代の帰還は進んでいない。</p> <p>除染水準につながる除染方法の選定においては、制度上は市町村が除染計画を立てるとはいえ、環境省が提示する「除染関係ガイドライン」に強く拘束される。しかし、こうした国による一律の除染方法の適用は、以下の理由で地域の実情と齟齬をきたしている、第1に、地域によって自然的・地理的条件が異なるからである。汚染の性状が異なれば、異なる除染方法が求められる。第2に、地域社会及び個人によって、低線量・長期間被ばくへのスタンスの違いが存在するからである。現在国は、長期的に1mSv/yを目指すとしているが、それがいつ達成されるのかは明示されていない。「どこまで除染すれば帰還するのか」は地域社会・個人により異なり、それに応じて除染方法も変容を受けるからである。</p> <p>加えて、2013年度からは、福島県外の汚染状況重点調査地域の調査をスタートした。2014年度3月までに千葉県7市の調査を終えている。また、リスクコミュニケーションの研究のために、2013年9月にアメリカ環境保護庁へのヒアリングを行った。これら研究は、今後も継続する予定である。</p>					
キーワード FA	除染	土壌汚染	費用負担	リスクコミュニケーション	

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード TA				研究課題番号 AA								
研究機関番号 AC				シート番号								

発表文献（この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。）									
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	リスク評価論の政策利用の批判的検討～市街地土壌汚染を念頭に～							
	著者名 <sup>GA</sup>	佐藤克春	雑誌名 <sup>GC</sup>	日本土地環境学会誌					
	ページ <sup>GF</sup>	21～33	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	2	巻号 <sup>GD</sup>	19
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	福島第1原発による土壌汚染の除染の現状－南相馬市・川内村の事例から－							
	著者名 <sup>GA</sup>	佐藤克春・阿部新	雑誌名 <sup>GC</sup>	人間と環境, 日本環境学会					
	ページ <sup>GF</sup>	18～25	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	3	巻号 <sup>GD</sup>	39 (1)
雑誌	論文標題 <sup>GB</sup>	福島第1原発事故による土壌汚染の除染の現状－南相馬市・川内村における汚染状況重点調査地域の除染事例から－							
	著者名 <sup>GA</sup>	佐藤克春・阿部新	雑誌名 <sup>GC</sup>	環境経済・政策研究, 環境経済・政策学会					
	ページ <sup>GF</sup>	54～59	発行年 <sup>GE</sup>	2	0	1	3	巻号 <sup>GD</sup>	6 (2)
図書	著者名 <sup>HA</sup>	佐藤克春「リスク評価論の政策利用の批判的検討～市街地土壌汚染を念頭に～」, 日本科学者会議・日本環境学会編『』, p189～199, 2013年5月, 本の泉社.							
	書名 <sup>HC</sup>	予防原則・リスク論に関する研究							
	出版者 <sup>HB</sup>	本の泉社	発行年 <sup>HD</sup>	2	0	1	3	総ページ <sup>HE</sup>	
図書	著者名 <sup>HA</sup>								
	書名 <sup>HC</sup>								
	出版者 <sup>HB</sup>		発行年 <sup>HD</sup>					総ページ <sup>HE</sup>	

欧文概要 EZ

This study analyzed the remedial standards and cost allocation of radioactive decontamination in local government in east japan area. In 2011, “Act on Special Measures concerning the Handling of Radioactive Pollution” was enacted. It covers the way of radioactive decontamination and cost allocation. Under this act, the Ministry of Environment laid down “Guideline for radioactive decontamination” that prescribed methods of decontamination and remedial goal for local government’s decontaminate project.

On the other hand, many municipalities adopt additional decontaminate methods and goals. Those come from two reasons below; the differences of natural condition among region; the differences of acceptance of uncertainties and risks about radioactive effects for human health among refugees and communities. Besides there are variety of the cost bearing required for additional decontamination; payment claim for TEPCO, revenue from national government or incorporating to “guideline” through negotiation with Ministry of Environment.